## 第8次三重県医療計画の概要

県では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療法に基づき昭和 63 年に三重県保健医療計画を策定しました。その後、5年ごとに計画の見直しを行い、平成30年3月には第7次医療計画を策定しました。

また、第7次計画から計画期間が6年間となったことに伴い、令和3年3月に第7次計画の中間評価を実施し、必要な見直しを行いました。

第7次計画の計画期間が令和5年度末であることから、令和5年度中に、三重県の 医療提供体制のあり方を再検討し、県民が安心して良質な医療を受けることができる よう、次期計画の策定を行います。

## 1 計画期間

6年間(令和6年度から令和11年度)の計画とします。 また、3年後に調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、計画を見直します。

## 2 検討体制

各疾病・事業、在宅医療等については、各関係部会等において、専門的な見地から 検討を行い、計画全体については医療審議会で協議を進めていきます。

# 全体協議 医療審議会

主な疾病・事業別の協議		
5 疾病		がん対策推進協議会
	73 70	がん対策推進計画策定検討部会
		循環器病対策推進協議会
	脳卒中	脳血管疾患対策部会
	心筋梗塞等の心血管疾患	心疾患対策部会
		社会連携・リハビリ部会
	糖尿病	糖尿病対策懇話会
	精神疾患	精神保健福祉審議会
6 事 業	救急医療	医療審議会 救急医療部会
	災害医療	医療審議会 災害医療対策部会
	へき地医療	地域医療対策協議会
	周産期医療	医療審議会 周産期医療部会
	小児救急を含む小児医療	医療審議会 小児医療部会
	新興感染症発生・まん延時における医療	連携協議会
在宅医療		在宅医療推進懇話会
医療安全		医療安全推進協議会
医師確保計画		地域医療対策協議会
薬剤師確保計画		薬事審議会
外来医療計画		外来医療計画策定検討会議

### 3 医療計画の記載事項

国の「医療計画作成指針」「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」等において、5疾病・6事業・在宅医療等について記載することとされています。

- ○基本的な考え方
- ○地域の現状
- ○医療圏・基準病床数
- ○医療提供体制
- ○疾病・事業ごとの医療体制
  - ・5疾病:がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
  - ・6事業:救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時
    - における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療
  - 在宅医療
- ○医療従事者の確保
- ○医療の安全の確保
- ○その他医療提供体制の確保に必要な事項
  - 別冊 医師確保計画
  - 別冊 薬剤師確保計画
  - 別冊 外来医療計画
  - 別冊 地域医療構想(\*\*今回は改定しない)

### 4 策定スケジュール

令和5年 7月~ 医療審議会① (現計画の評価、二次医療圏等)

10月~ 県議会常任委員会で説明(素案)

三重県医療安全推進協議会

医療審議会②(基準病床数・中間案)

12月 県議会常任委員会で説明(中間案)

パブリックコメントの実施

市町・保険者協議会への意見照会

令和6年3月 県議会常任委員会で説明(最終案)

3月末 医療審議会③(最終案の諮問)

厚生労働省への報告

計画の公表

県議会常任委員会で説明(最終案)